

# 品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金交付要綱

制定	平成 17 年 12 月 27 日区長決定	要綱第 7 号
改正	平成 18 年 3 月 1 日部長決定	要綱第 37 号
改正	平成 28 年 1 月 4 日部長決定	要綱第 1 号
改正	平成 28 年 2 月 17 日部長決定	要綱第 40 号
改正	令和 3 年 8 月 6 日部長決定	要綱第 260 号

## （目的）

第 1 条 この要綱は、品川区内私立幼稚園の預かり保育事業（以下「事業」という。）の実施に係る必要な経費の一部を助成するため、品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金（以下「補助金」という。）を交付し、少子化や都市化・核家族化による社会構造の変化や、就業形態の多様化による保護者の保育ニーズの拡大に応えることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき国および地方公共団体以外の者が設置する幼稚園をいう。
- (2) 保護者 満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの私立幼稚園に通園する幼児（以下「園児」という。）と同一の世帯に属し、当該園児に係る保育料を納入した者をいう。
- (3) 預かり保育 教育課程に係る教育時間外の時間帯および長期休業期に保育を必要とする園児を幼稚園で保育することをいう。
- (4) 平常期 一年度のうち、幼稚園教育を実施する期間をいう。
- (5) 長期休業期 一年度のうち、夏休み、春休み等幼稚園教育を長期に渡り実施しない期間をいう。

## （事業計画の提出）

第 3 条 事業を実施しようとする者は、品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）計画書（第 1 号様式）を区長に提出しなければならない。

## （補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、私立幼稚園が、預かり保育担当教職員を配置し、当該私立幼稚園において次に掲げる預かり保育を実施する際に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 平常期において、月曜日から金曜日までの午前7時30分から午後6時30分までの間（教育課程に係る教育時間を除く。）に実施する預かり保育
- (2) 長期休業期において、午前7時30分から午後6時30分までの間に実施する預かり保育

**（補助金額の算定）**

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする者が同一年度に受ける東京都の私立幼稚園預かり保育推進補助金の額（以下「東京都の補助金の額」という。）に4分の3の補助率を乗じて得た額を、予算の範囲内で補助するものとする。ただし、東京都補助金の額と東京都補助金の額に4分の3の補助率を乗じて得た額を合算して得た額が、補助対象経費の額を超える場合は、補助対象経費の額から東京都補助金の額を控除して得た額を限度として補助するものとする。

**（交付申請）**

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金交付申請書（第2号様式）その他区長が必要と認めた書類を区長に提出しなければならない。

**（交付決定および通知）**

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

**（請求）**

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付決定の日から14日以内に品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金交付請求書（第4号様式）により区長に請求しなければならない。

**（補助金の交付）**

第9条 区長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

**（関係書類の整備）**

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に係る記録を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

**(実績報告)**

第11条 補助対象者は、補助金交付年度の翌年度の4月末までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 品川区私立幼稚園預かり保育事業(きんだあくらぶ)補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 品川区私立幼稚園預かり保育事業(きんだあくらぶ)補助金執行内訳書(第6号様式)
- (3) その他区長が必要と認めた書類

**(執行状況報告)**

第12条 補助対象者は、補助対象事業の執行状況について区長から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

**(交付決定の取消し)**

第13条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

**(補助金の返還)**

第14条 補助対象者は、前条の規定による取消しがあった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則(平成28年1月4日改正)

この要綱は、平成28年1月4日から適用する。

付 則(平成28年2月17日改正)

この要綱は、平成 28 年 2 月 17 日から適用する。

幼稚園名	
住所	
設置者	

年度品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）計画書

1. 在籍園児数および預かり保育予定人数

基準日(4月当初現在)	3歳児	4歳児	5歳児	合計
在籍園児数				
預かり保育予定人数				

2. 預かり保育従事者数

区分	従事者数	備考
早朝		
午後		
長期休暇期		

3. 預かり保育料等の予定金額について

預かり保育料	平常期	
	長期休暇中	
間食代等		

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

品 川 区 長 様

幼稚園名	
所在地	
設置者	

年度品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金交付申請書

交付申請額                      ¥ \_\_\_\_\_ -

	A	B	C	D	E
区分	事業費	私立幼稚園預かり保育推進補助金	$B \times 3/4$ (千円未満切捨)	都補助後の超過経費 事業費 - B (千円未満切捨)	交付申請額 C・Dのうち少ない方
計	円	千円	千円	千円	千円

様

品川区長

年度品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金  
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区私立幼稚園預かり保育事業  
（きんだあくらぶ）補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助金額        ¥ \_\_\_\_\_ -
2. 補助金の使途        年度品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助  
金交付申請書のとおりとする。
3. 補助条件        補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次の補助条件に従わ  
なければならない。
  - (1) 補助金の収入、支出に関する帳簿を整備し、経理および補助対  
象経費の執行状況を常に明確にしておく。
  - (2) 補助対象経費の執行状況について、区長から報告を求められた  
場合は、速やかにこれに応じる。
  - (3) 区長から補助金の返還命令が出されたときは、指定された期日  
までに補助金を返還する。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長様

㊟

幼稚園名	
所在地	
設置者	㊟

年度品川区私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金  
交付請求書

年 月 日付、 発第 号により交付決定された 年度品川区  
私立幼稚園預かり保育事業（きんだあくらぶ）補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に¥の記号を併記して下さい。



第6号様式(第11条関係)

年度品川区私立幼稚園預かり保育事業(きんだあくらぶ)補助金  
執行内訳書

設置者名

区分	①補助対象経費	②都補助金充当額	③区補助金執行額	④差引 ①-(②+③)	備考
A総額					
B人件費					

区分には、補助金の対象と交付対象となる事業の支払区分を記入すること。

また、人件費以外に支出した場合は、適宜区分を記入すること。